平成２４年（フ）第１１８号
神奈川県横須賀市野比３丁目36番10―302号
債務者　野島　淳二
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１２８号
神奈川県横須賀市追浜町２丁目54番地　ポピュラーハウスＢ―４
債務者　菅原　　繁
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１２９号
神奈川県横須賀市佐野町５丁目15番地　ＭＫハイツ302
債務者　小川　　清
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２０号
島根県益田市美都町都茂1871番地２
債務者　大谷　益江
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２４年（フ）第１６４号
沖縄県那覇市曙１丁目15番３―402号　カーサ曙
債務者　山里　将成
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１９７号
沖縄県豊見城市字嘉数202番地
債務者　與那覇嘉人
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２０１号
沖縄県浦添市字経塚663番地　瑞慶山マンション201
債務者　中尾　正人
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第６４号
山口市宮野下1531番地１
債務者　田中喜代子
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１７６号
和歌山県橋本市野174番地の15
債務者　岡田商店こと　岡田　誠治
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２０７号
川崎市幸区河原町１番地　河原町団地２―908
債務者　河邉千代子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２２０号
川崎市幸区小倉２丁目33番19号　コーポやよい201
債務者　中村　　孝
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２２９号
川崎市川崎区日ノ出１丁目１番11―312号　ウインドパレス
債務者　比嘉　祥智
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２４１号
川崎市高津区子母口458番地３　公団住宅１―903
債務者　高田眞理雄
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２４６号
川崎市川崎区中島２丁目10番５―404号　ライオンズマンション川崎第16
債務者　惠本　　真
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２４８号
川崎市多摩区栗谷４丁目３番３号　カメリアハウスＡ―201、前住所川崎市多摩区長尾５丁目１番６号　グローリーパレスＢ―401
債務者　藤原　仁美
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２５３号
川崎市高津区坂戸１―12―２　パークランド北山202渡部方、住民票上の住所東京都多摩市連光寺１丁目27番地の１　ホワイトウイング連光寺３―203
債務者　勝俣　由佳
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係